

医療用医薬品の取り扱い・

てんかん(痙攣)等の重積発作への

対応について



愛知教育大学附属特別支援学校

医療用医薬品の取り扱いについて

1 学校における薬の取り扱いについての基本的な考え方

教職員が児童生徒に医療用医薬品を取り扱う行為は、医行為に当たるので、行うことはできません。医師から処方された薬を取り扱うことは、基本的には本人または保護者が行うことと考えます。また、児童生徒自身が薬を管理するには難しい面があり、本人だけではなく他の児童生徒による薬の誤用の事故の可能性も出てきます。このようなことから、下記の2（1）、（2）に該当する場合以外は、学校においては薬を取り扱わないことを原則とします。

※「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法31条の解釈について(通知)、医政発第0726005号 平成17年7月26日」参照

2 学校管理下での薬の使用について

(1) 常用薬について

常用薬とは、慢性疾患やてんかん(痙攣)などの治療を目的に、医師により処方された、継続して使用している薬(塗り薬や目薬等も含む)です。

- ・ 学校での使用が必要な場合は、主治医に様式2の指示書を作成してもらい、必要事項を記入の上、担任へ提出してください。なお、年度途中で処方内容に変更があった場合には、その都度、担任までお知らせください。
- ・ 原則として、常用薬の使用に関しては、児童生徒本人が行います。
- ・ 医師の処方通りに児童生徒が使用できるよう、薬袋等に児童生徒氏名及び1回あたりの用法・用量を明記して、児童生徒に持たせてください。
- ・ 児童生徒が一人で正しく使用できない場合には、教職員が介助をします。介助する場合の配慮事項を詳しくお知らせください。

(2) 臨時薬について

臨時薬とは、風邪等の急性疾患の症状改善のために、医師の処方により一時的に使用する薬をさします。保護者の判断により購入された市販薬は除きます。

- ・ 急性疾患で薬を飲まなければならないような場合は、本人の健康状態や他の児童生徒への影響を十分に考慮し、無理な登校をしないようにお願いします。
- ・ 医師の処方により、決められた時間に使用する場合のみとしています。なるべく学校で使用しなくてもすむように、朝と夜の処方を医師にお願いしてください。
- ・ やむを得ず、学校での使用が必要な場合は、常用薬と同様に、主治医に様式2の指示書を作成してもらい、必要事項を記入の上、担任へ提出してください。
 - ・ 原則として、常用薬の使用に関しては、児童生徒本人が行います。
 - ・ 医師の処方通りに児童生徒が使用できるよう、薬袋等に児童生徒名及び1回あたりの用法・用量を明記して、児童生徒に持たせてください。
 - ・ 児童生徒が一人で上手く使用できない場合には、教職員が介助をします。介助する場合の配慮事項を詳しくお知らせください。

- * 宿泊時のみ常用薬が必要な場合も、様式3の指示書の提出をお願いします。
- * 薬の使用については、保護者の責任をお願いします。
- * 各種用紙が必要な場合は、学校へお申し出ください。



てんかん(痙攣)^{じゅうせきほっさ}の重積発作と坐薬の取り扱いについて

1 坐薬について

本校において、教職員による坐薬の挿入は医師法第17条に基づいて行えるものとします。そのため、保護者から申請があった場合、校内で検討し、主治医の指示に基づいて坐薬を預かります。

「医師法第17条解釈について」

学校現場等で児童生徒がてんかんによるひきつけを起こし、生命が危険な状態等である場合に、現場に居合わせた教職員が、坐薬を自ら挿入できない本人に代わって挿入する場合が想定されるが、当該行為は緊急やむを得ない措置として行われるものであり、次の4つの条件を満たす場合には、医師法違反とならない。

- ① 当該児童生徒及びその保護者が、事前に医師から、次の点に関して書面で指示を受けていること。
 - ・学校においてやむを得ず坐薬を使用する必要性が認められる児童生徒であること。
 - ・坐薬の使用の際の留意事項。
- ② 当該児童生徒及びその保護者が、学校に対して、やむを得ない場合には当該児童生徒に坐薬を使用することについて、具体的に依頼（医師から受けた坐薬の挿入の際の留意事項に関する書面を渡して説明しておくこと等を含む。）していること。
- ③ 当該児童生徒を担当する教職員が、次の点に留意して坐薬をしようすること。
 - ・当該児童生徒がやむを得ず坐薬を使用することが認められる児童生徒本人であることを改めて確認すること。
 - ・坐薬挿入時の留意事項に関する書面の記載事項を遵守すること。
 - ・衛生上の観点から、手袋を装着した上で坐薬を挿入すること。
- ④ 当該児童生徒の保護者又は教職員は、坐薬を使用した後、当該児童生徒を必ず医療機関での受診をさせること。

(厚生労働省医政局医事課長による回答：H28.2.24)

2 坐薬管理の対象者

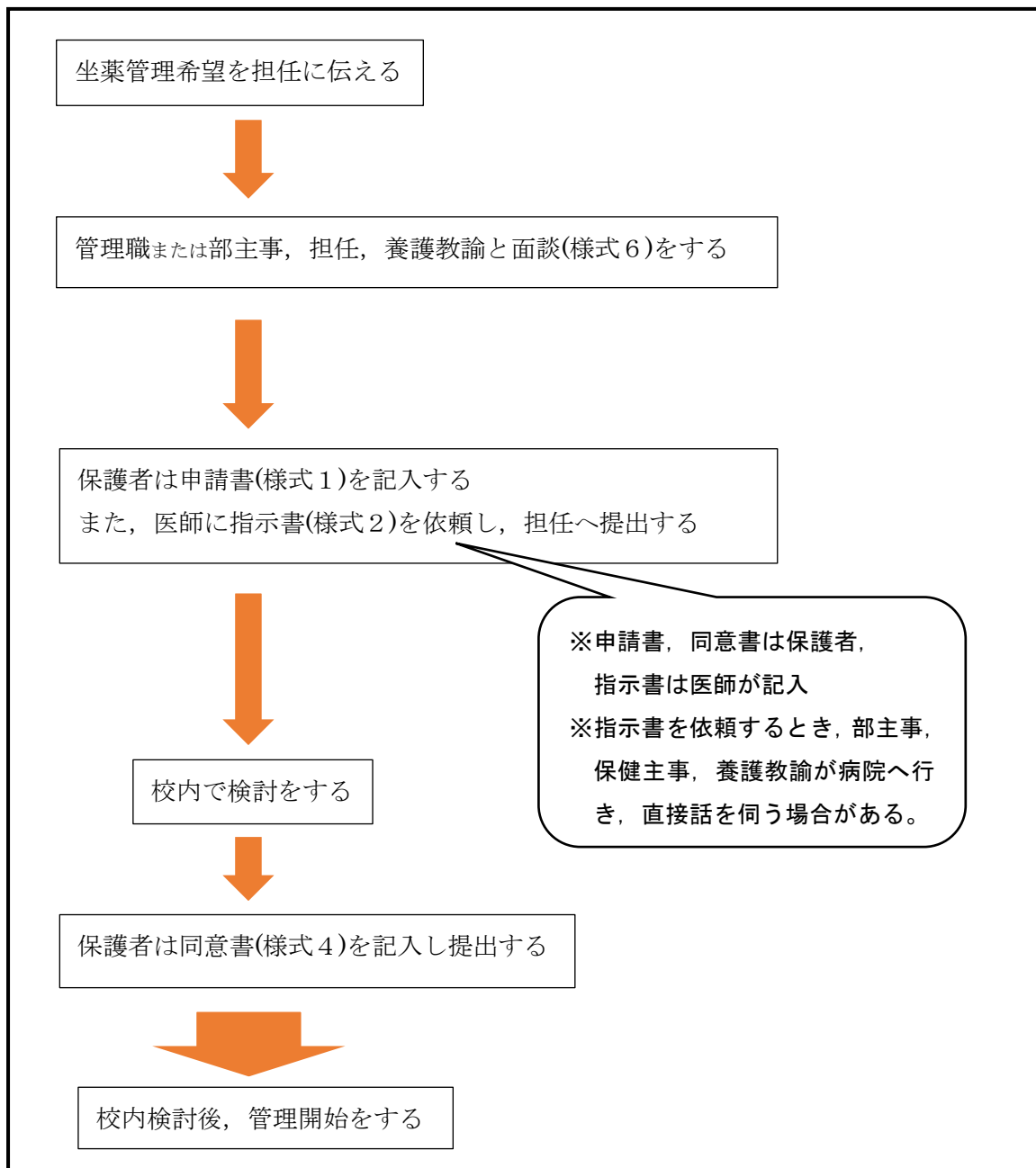
- ・坐薬を使用しないでいると重積発作や生命が危険な状態になる者

※坐薬は、保護者が1年以内に挿入したことがあり、安全性が確認されているものとします。

※薬の使用については保護者の方の責任でお願いします。

3 坐薬預かりとてんかん(痙攣)重積発作の対応の流れ

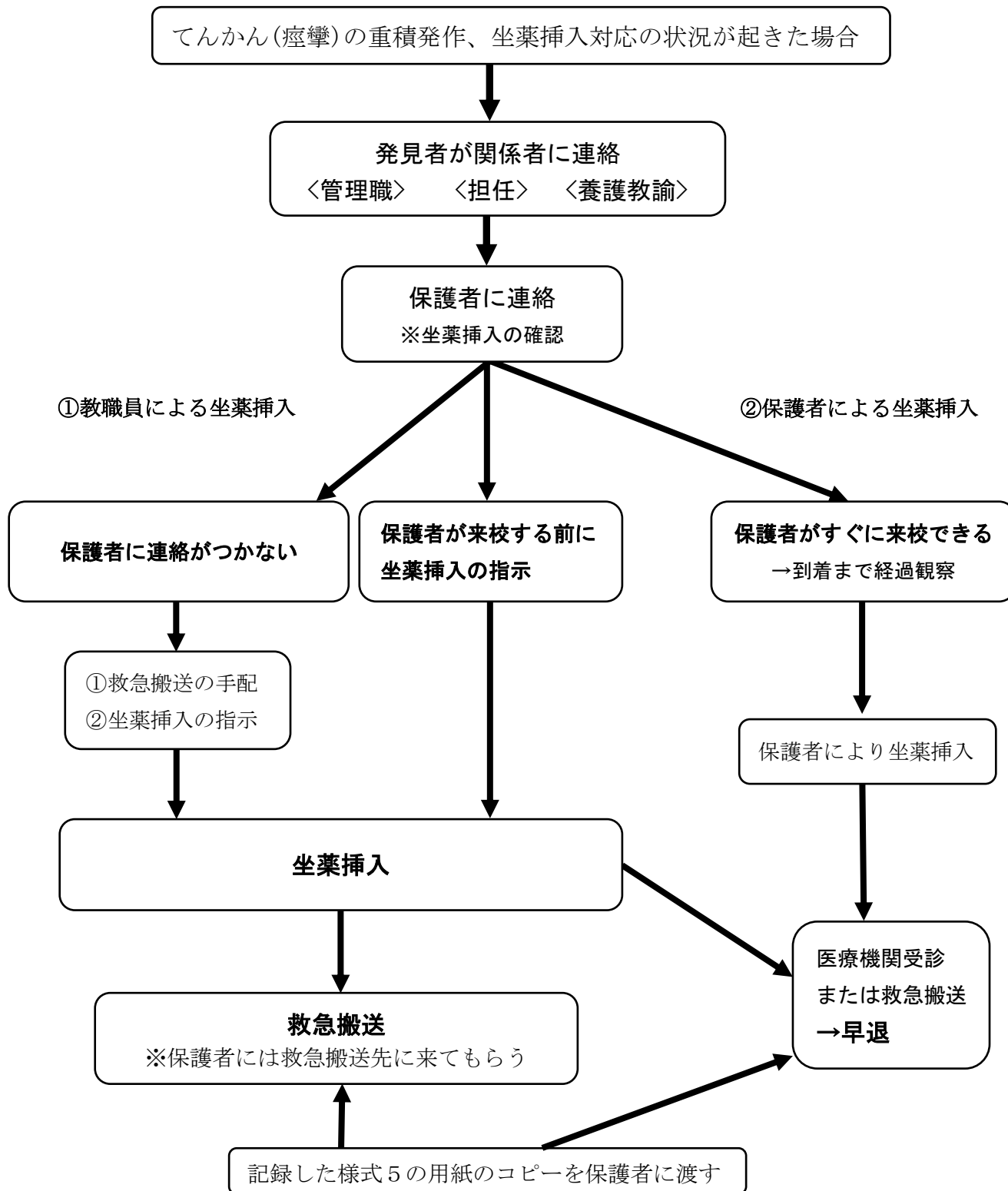
保護者用



※申請書，指示書，同意書は学校からお渡します。

※年度途中で坐薬の容量等が変更になった場合は，担任もしくは養護教諭まで連絡してください。

4 緊急対応マニュアル<てんかん(痙攣)の重積発作、坐薬挿入対応>



- ・ 坐薬挿入職員の順位 ①養護教諭 ②管理職 ③関係職員
- ・ 坐薬挿入職員の不在時や、管理職の立ち会いが不可能な場合、複数名の職員の立ち会いのもと、坐薬挿入を実施する